

竹原市決算特別委員会

平成29年9月26日開議

審査項目

- 1 総括審査
- 2 付託議案採決
- 3 その他

(平成29年9月26日)

出席委員

氏 名	出 欠
高 重 洋 介	出 席
堀 越 賢 二	出 席
今 田 佳 男	出 席
竹 橋 和 彦	出 席
山 元 経 穂	出 席
川 本 円	出 席
井 上 美 津 子	出 席
大 川 弘 雄	出 席
北 元 豊	出 席
宇 野 武 則	出 席
松 本 進	出 席
脇 本 茂 紀	出 席

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議 会 事 務 局 長 住 田 昭 徳
議 会 事 務 局 係 長 矢 口 尚 士
議 会 事 務 局 主 事 前 本 憲 男

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
市 長	吉 田 基
副 市 長	細 羽 則 生
教 育 長	竹 下 昌 憲
総 務 部 長	平 田 康 宏
企 画 振 興 部 長	桶 本 哲 也
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二
福 祉 部 長	久 重 雅 昭
建 設 部 長	有 本 圭 司
公 営 企 業 部 長	平 田 康 宏
教育委員会教育次長	中 川 隆 二
総 務 課 長	向 井 聡 司
財 政 課 長	沖 本 太
企 画 政 策 課 長	松 崎 博 幸

午前9時57分 開議

委員長（高重洋介君） おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第5回決算特別委員会を開催いたします。

本日は、最終回ということで、市長に出席をいただきまして、総括質疑を行います。

各委員におかれましては、総括質疑は委員長報告へ反映されるものとなりますので、活発な質疑をお願いいたします。また、総括質疑にふさわしい内容になること、また執行部におかれましてもスムーズな審議に御協力をお願いいたします。

それでは、市長より挨拶をお願いいたします。

市長。

市長（吉田 基君） 高重委員長、堀越副委員長をはじめ委員の皆様には、本定例市議会におきまして決算特別委員会を設置され、一般会計並びに特別会計7会計、水道事業会計合わせて9会計の平成28年度決算について熱心に御審査をいただき、まことにありがとうございます。審査の過程におきまして、委員の皆様方からいただきました貴重な御意見、御提言につきましては、今後の市政運営に反映させてまいりたいと考えております。

本日は、決算の総括審査をしていただきますが、どうか十分に審査賜りますようお願いを申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

委員長（高重洋介君） ありがとうございます。

それでは、総括質疑に入ります。

それでは、総括質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

今田委員。

委員（今田佳男君） 2点ほどお伺いします。

1点は、決算書208ページ、209ページの勤労青少年ホーム費。もう一点は、水道事業会計決算書についてであります。

勤労青少年ホーム費は、個別審査の過程で、現在会員数55名。ただ、実際に該当年齢になられる方5名ということで、他に類似した施設もありますので、事業費効果を考え、今後これをどのようにされるのか。一定の効果というか、勤労青少年ホームとしての役割は終えたような意味合いもあるのではないかとということで、お考えをお伺いしたいということが1つ。

それから、水道事業会計決算書でいきますと、当期純利益が1億1,400万円。キャ

ッシュフロー計算書で資金の増加が1億500万円。昨年、老朽化した施設、水道管等の改修のために料金の改定ということで、竹原市水道事業経営戦略を策定されて事業を進められたという状況になっております。今年も既に水道事業経営審議会とかも開催されて、一定のお話はされているのだと思うのですけれども、現状が当初の、昨年出された経営戦略の計画に準じて進捗しているというお考えをお持ちかどうかと。この2点についてお願いします。

委員長（高重洋介君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） 私の方からは、勤労青少年ホームに関する御質問に対し、お答えをさせていただきます。

勤労青少年ホームの会員数でございますが、先ほど委員の方からも御紹介ありましたように、現在55名の会員で、勤労青少年と言われる35歳未満の会員は5名ということでございます。年々会員数も減少しております。勤労青少年ホームで開催をしております講座、教室についても、公民館のそうした教室等々と重複しているというようなものもございます。今後、児童館の仮移転を勤労青少年ホームの3階の軽運動場の方にとということもございますので、今後勤労青少年ホームの存続については慎重に、どうしていくべきかというのは検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（高重洋介君） 公営企業部長。

公営企業部長（平田康宏君） お答えいたします。

先ほど、水道事業の関係でございまして、当年度純利益ということで1億1,443万3,173円ということの話がございました。審議会の話がございまして、本年9月8日に開催いたしまして、この時点におきまして、現在作成いたしております経営戦略に基づきましての事業進捗ということでございますが、これは予定どおりというふうに認識いたしております。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 今田委員。

委員（今田佳男君） 勤労青少年ホームについては、今後検討していただくと。いろんなことを新規事業で始める場合に、お話をすると予算がないということが事業を進める場合に難しいことがかなりありますので、思い切って節減するべきところは節減をしていただくという意味合いで、まだ会員さんが現在おられる状態で非常に言いにくいことではあるのですけれども、今後考えていただくということをお願いいたします。

それから、水道事業については、今審議会で大体計画どおりに進めますよというお話だと思います。これはずっと、例年審議会を開いてチェックをしながら、進捗をチェックしていくということで、それでよろしいですね。

委員長（高重洋介君） 公営企業部長。

公営企業部長（平田康宏君） 経営審議会につきましては、最低でも年1回は開催するというので、その年度の決算または予算、この収支ともにつきまして検討いたしまして、計画どおりいっているかどうかということと、水道事業独自の中身を持った計画となるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） よろしいですか。

委員（今田佳男君） はい、いいです。

委員長（高重洋介君） その他。

川本委員。

委員（川本 円君） 私の方から1点だけお伺いします。

決算書のページ数でいきますと63ページの下の方にあります子育て世帯向け地域優良賃貸住宅使用料についてお伺いいたします。

金額的には522万6,561円。いわゆる使用料ということで家賃収入ということになるかと思えます。個別審査の方でもお聞きしたのでありますけども、本来この金額が多ければ多いほど市の負担が少なくなるという話です。この数字でいきますと、27分の14の時の話です。約半分強埋まった状態でこの金額の使用料が入ってくるということなんです。本来ならば、この倍以上の家賃収入が見込めるという話だったと思えます。

そこで、お伺いしますけど、今半分以下になってる家賃収入は、今後どのような事業を展開することによって増えていくのか、諸概要を含めてお聞きしたいと思います。お願いします。

委員長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 川本委員の方から、子育て住宅に関する御質問で、今後の収入に対する展開ということでございます。

先ほど御質問もありました収入の部でございますが、歳入といたしましては、使用料が522万6,561円、それから国庫補助金がございますので、家賃低廉化事業ということで80万2,000円ほどの歳入がございまして、トータルで627万561円ござ

います。これに対して歳出が、借り上げ料という形で、480万2,000円ということになっております。

そういった中で、本住宅については様々なこれまで広報活動を通じまして、全戸27戸のうち、現時点で13戸が入居となっております。決算の時点では14戸ということでしたが、その後家庭の事情ということで1戸退去されたということで、現在は13戸の入居となっております。入居率で申しますと48.1%という状況でございます。入居13戸のうち、3戸は市外からの転入でございます。税込や消費において、一定の経済効果が発現しているものと認識いたしております。また、本住宅につきましても、入居後に3名の子どもさんが生まれたということもございます。人口減少にも一定の歯どめ効果が生じているものと認識いたしております。

今後におきましては、新婚世帯であったり、あるいは法人による借り上げの可能性もあることから、広報活動を通じまして、住宅の特徴のよさをさらにPRし、全戸入居になりますように様々な取組をしてみたいというふうに考えてます。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 川本委員。

委員（川本 円君） 早い段階で全戸埋まるように私も願っているところではございますが、これ募集開始したのが平成28年1月からということだったと思うのです。ですから、もう約1年9カ月たってしまいました。見えないトンネルに入ってきているのかなというふうな具合もあります。様々なことをやって、早く埋まるようにというふうな御答弁でございますが、最後に市長に直接お聞きしたいのですが、市長の思いとしては、確かに子育て世代に力を入れる、当然住環境にも力を入れていくという話を聞いたことがございます。今後の取り扱いについて、市長の思いがありましたら一言いただけたらと思います。

委員長（高重洋介君） 市長。

市長（吉田 基君） このスマイルマンション、本当に申しわけなく思っております。今年で2年目、木造で24戸。14戸埋まった。1戸埋まれば大変うれしい。もう少し、もう少しという気持ちで職員と一緒にやってまいりました。川本委員が御指摘のとおり、この事業は平成25年に前市長が打ち上げたということはよく認識されていると思うので、当時の新聞も私いつも頭に置いて、経緯の中で、ルールづくりというのが物すごくいろんな手かせ、足かせがついて、所得制限とか。これは、副市長とも既に何度も打ち

合わせをしながら、いまして努力をした上で、当然この12月は改選ということもありまして、何とか3年目にはきちっとした、私自身が国の制度の内容というのを熟知していません。見たことは何度もあるのですが、頑張ろう、頑張っていきたいという職員の思いもよく伝わってまいりますし、いずれにしても空き家のままにずっと放置するわけにはいかないのです、抜本的な対策をどのような形でとっていけるかということ、来年においてはしっかりと御指摘を踏まえて対応をさせていただきたいと、このように思います。

委員長（高重洋介君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） それでは、総括的な質問になろうかと思うのですが、まず1点目は国保税等、市の滞納があります。この滞納問題についてお尋ねしていきたいのは、概略を言いますと、年間所得が100万円未満という、月額8万3,000円余りということで、生活保護基準かあるいはそれ以下という水準になろうかと思うのですが、こういった方々で滞納を見ると、国保税で63%、低所得者、100万円未満の方が滞納されているし、固定資産税では80%、市民税では48%、介護保険料では19%、後期医療では34%、保育料では47%、水道料金で15%ということで、要するに市のルールに基づいて課税する、負担する。しかし、低所得者の方がこういった滞納状況ということが現実に起こっています。

まず1点目に聞きたいのは、こういった今申し上げたような生活保護基準以下、そういった準ずるような方々の国保税や後期医療等、滞納せざるを得ないような実態。これを、まず市長としてどう認識されているのかなということを知りたいのと。

関連になりますが、こういった滞納して罰則という形でペナルティーがかかっています。例えば、国民健康保険では国民健康保険証の取り上げという言い方をしていますけど、資格証の発行とか短期証の発行です。こういったペナルティーが科せられています。私は、こういった低所得者で大変な人の分で保険証が実質取り上げられたりしては、医療権とかの生存権を奪うことになるのではないのかということで大変危惧しております。ですから、このことについてもお尋ねしておきたい。

それから3点目は、先ほど後期高齢者医療保険でも滞納者があります。率直に言えば、後期医療で言えば、無年金の人でも月額保険料が373円。年額では4,479円の保険料といいますか、これが無年金の人でもかかるわけです。今年度は、決算年度は措置され

ておりませんが、何らかの形で市としての支援措置と申しますか、無年金の人でもこれだけかかる。ここには、市としての何か施策が要るのではないのかということが大きな1点目の滞納問題についての質問です。

2つ目としては、公共事業のあり方についてお尋ねしたい。

いろいろ公共事業ありますから、主な新開土地区画整理事業、これに絞ってあり方がどうなのかということをお尋ねしたいのです。行政の基本姿勢として、最小限の投資と申しますか、税金ですから最小限の投資で最大の効果が原則だと思っております。ですから、これから見たら、こういった市の基本姿勢の原則から見ても、私は主に公共事業、区画整理事業の方を紹介して言いますけれども、これ効果は本当に上がってるのかなということで毎年のように指摘しています。

それで、昨日もこの審議がありましたから、例えばこういった効果で、本来土地区画整理事業というのは人口減少の歯どめ策だということで平成8年から取り組まれていますけれども、昨日も質問しましたけれども、区画整理事業の区域で人口が平成8年が480人だった。これが1,020人に、2.1倍に増えたよというような紹介がありました。20年間で540人。年間にすれば27人ぐらい平均で増えたことになります。

しかし、私もさかのぼって平成8年の経営センサスを調べました。ここでは、竹原市内の総事業所数が、ちょっと紹介しますと、平成8年は総事業所の数が1,818事業所、そこで働く人は1万3,247人。それで、平成28年度の事業所数を調べますと1,316事業所、平成8年度比502事業所減っています。27.6%の減少率です。従業員数はどうかといいますと、平成8年が1万3,247人で平成28年が、従業員が1万699人。ここでは減少が2,548人、率として19.2%の減少になっているわけです。ですから、そういった人口から見ても20年間余りの人口の推移がそうです。

それと、投資との関係ですが、平成8年当初は総事業費が38億円でした。それが、昨年平成28年末になりますけれども、これが10億円増えて48億円の投資総額に膨らんでいます。ですから、それは途中でやめるとかという事を聞いているのではなくて、柱としては事業効果の、さっき人口減少の目的でこの20数年間取り組んできて、お金もこれだけつぎ込んできて、人口もこうなっているということを今申し上げたので、私は投資効果から見て、実際人口の、この区域は確かに整備されて人が移動したということもあるのでしょうか、しかし竹原市全体から見たら、平成8年から平成28年で比べても、人口では19%ぐらい、働く人が竹原市内で減っている。19%余り減っているということ

では、この事業に対する事業効果が、市の基本姿勢から見てもずれているのではないかなと、おかしいのではないかなということについて、まず2点目の大きな公共事業のあり方について、市長のお考えといたしますか、お尋ねしておきたいと。

それから、3点目は急傾斜地崩壊対策ということで、いろいろ公共事業がある中で、これに絞ってお尋ねしたい。

昨日も急傾斜地の問題で、基本は県がやる仕事ですけれども、竹原市内で急傾斜地の箇所が324カ所そういう箇所があって、5戸以上のものはいろいろ補助とかという対応の分があって、順次やられているということは説明がありました。

肝心なことは、人家がある5戸未満です。ここが危険箇所といたしますけど152カ所あります。ここの対策を具体的にどうなっているのかなと、昨日も聞きました。しかし、一つは農林水産事業の関係で小規模事業対策というのがありますよということで、もしこれをやるとしても4割の負担ということで、1,000万円だったら400万円の個人負担がかかるわけです。ですから、5戸未満でやるとしても相当かかります。ですから、現実には利用者がいないというのが実態なのです。ですから、こういう5戸未満のところなんかをすぐ竹原市が全額お金使ってしまうというのは不可能だということは、私も承知で聞いているわけです。

しかし、他市では、いろんな三原市とか東広島市では、その小規模事業、農林とは違った小規模事業で、市が持ち出してそこを支援するというのですか、全額ではないのですけれども、支援をして、個人負担もあるのでしょうかけれども、何とかその5戸未満のところまで事業が一步でも二歩でも進めたいという努力のところもあります。ですから、100%そこを市が全部そこへつぎ込むということは言っていないということだけはずかしくて、こういった急傾斜の5戸未満の対策が未放置のままになっているということは、何らかの対策をとらないといけないのではないのかということで、ここも是非市長の見解を求めざるを得ないので、お尋ねしておきたいと。

それから、最後は4点目。もう最後になりますけれども、これは建設工事等の入札の部分でやりました。決算資料を今回も出させて審査もしましたけれども、なぜあえてここで持ち出すかという、いつかしらこの場で、市長のおられた場で、この入札の低価格になっているよということを申し上げたことがありました。その時に市長が答弁されたのは、地元建設業者からの陳情があって、これは今対策をとっているというような趣旨の答弁ではなかったかと思うのです。ですから、そういった改善が大分進んだのかなという、

私も期待していたのですが、決算資料で見ると低価格といたしますか65%から8倍未満の低い価格での入札がまだまだあるわけです。ですから、ここはルールでもうしょうがないよということではなくて、地元業者の、建設業者の声もあるわけですから、違法なことをしろというのではないのですけれども、一定のルールの中でも地元業者の経済の振興になるといたしますか、そこがないとなかなか競争原理を原則にする、その上で何らかの施策に頼らないと、地元業者の生き残りという面では厳しいなということがあって、市長、前回私も同じことを申し上げて、市長の答弁があったということを前提にして、決算を見れば進歩がどうなのかなと疑問を持ったものですから、この点について市長がこういった改善をしているよというのがあれば聞いておきたいなということで、4点目に質問したいと思います。

委員長（高重洋介君） 順次答弁願います。

総務部長。

総務部長（平田康宏君） 1点目の、滞納問題ということで、税その他料も含めましての質問ですが、税に関しましては、所得区分ごとの滞納者数。また、その所得につきましては課税客体として所得把握に努めた上での所得でございますので、先ほど生活保護等の話しもございましたが、一概に生活保護の算定の基準とは、基本的には異なるものと考えています。

生存権の話もございまして、従前から委員からはお話がございまして、この件につきましては、国民健康保険制度や生活保護制度につきましては、同じ社会保障制度の中の一つでございまして、それぞれの制度で目的や理念は異なっておりまして、同列で比較して評価するということが困難ではないかと考えております。

そういった中で、低所得者の方の対応という話もございました。納税が難しい方につきましては、納税相談という場面におきまして、それぞれの御家庭の家計の中身、内容にも踏み込まなければならないといった相談もございまして、その納税の相談から個別の生活実態の内容につきましても十分に聞き取りを行いまして、事情をお聞きする中で、滞納処分におきましては執行停止であるとか分割納付の相談等、また生活の環境によっては生活保護や生活困窮者に自立支援相談という、そういった公的な支援への連携しつなげることも必要なこととございまして、個々に応じた対応をしていっておりますので、これは引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 国民健康保険税におきます資格証明書，短期被保険者証の発行についての御質問でございます。

この国民健康保険税の，こういった短期証，資格証というものは，納税者間の公平性の確保ということに鑑み，ルール上行っていることでございます。実際に適用する場合は，税金の負担能力がありながら滞納している方ということが，まず挙げられると思います。そうした中で，先ほど総務部長からもありましたように，納税相談ということもあわせて行っておりまして，その納税相談に来ていただいて，御家庭の御事情でありますとか今後の納付の方法，こういったことを相談に応じていただいた方にはこの証明書を発行することとはございません。そうした意味合いがございますので，一定には市といたしましても，この資格証の発行，短期保険証の発行ということは，引き続き続けさせていただきたいと考えております。

それから，後期高齢者医療の保険料のことでございます。

委員御指摘の，無年金の方，こういった方にも一定の保険料がかかるのだけど，その対応を考えたらどうかという御質問でございますが，これは保険制度というものが一定の相互扶助，受益者負担の原則，こういったことがございますので，所得がなくても一定の御負担をしていただく制度となっております。そうした中で，保険制度の中ではそういった低所得の方に対する保険料の軽減措置，こういったこともございますので，制度としての低所得者対策ということ，一定にはできているものと考えております。それ以上の扶助，救済ということになりますと，他の制度，例えば生活保護の制度ですとか，実際に生活ができない状況であれば，そういった制度で救われていくものと考えております。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは，私の方から，まず2点目の御質問がございました。公共事業のあり方，新開土地区画整理事業の事業効果という御質問についてでございます。

まず，本市の中心市街地の北西に隣接する新開地区は，都市化の整備が進めば発展が期待されることから，道路，水路，公園等の公共施設と宅地を一体的かつ総合的に整備する土地区画整理事業を推進し，良好な市街地環境の整備改善と土地利用の増進を図っているところでございます。

本事業の進捗率は、平成28年度末で81%、今年度末でおおむね83%に達する見込みでございます。新開地区内での建築状況を見てみますと、先ほど御質問の中にあつた平成8年以降も戸建て住宅やアパート等の居住施設が121棟新築されております。地区内には480人から約1,020人に倍増しております。居住施設以外でも商業施設、福祉施設、あるいは医療施設が54棟新築されておまして、これらの企業の進出は、雇用の場の確保にもつながっておりますし、人口減少問題を抱える本市にあつて、転出人口を抑制し、定住人口を拡大する上で、本事業は効果的であると考えています。

また、先ほど市内全体の人口であつたり、事業所数減少の御質問がございましたが、本事業につきましては竹原市総合計画の後期基本計画の中で、計画的な土地利用と市街地整備の推進として位置づけておまして、安心して快適に暮らせるまちが築かれる施策の目標として、また基本方針を計画的な市街地の整備に定め、その具体的な施策として新開土地地区画整理事業を推進することといたしております。

本市のまちづくりの一環として、政策的に取り組んでいる事業ということで、御理解のほどよろしく申し上げます。

次に、3点目の御質問でございますが、3点目の御質問の急傾斜地の対策についての御質問でございます。

急傾斜地対策事業を行うためには、区域を指定する必要があるおまして、急傾斜地崩壊危険区域の指定は、急傾斜地の高さが5メートル以上、人家が5戸以上あることが基準となっております。採択基準を満たしていることが条件というふうな状況で、本市においては崖崩れのおそれのある箇所は324カ所となっております。そのうち人家が1戸から4戸の崖崩れの危険がある箇所については、先ほど御指摘のございました152カ所となっております。市内で危険箇所の指定を行っている地区は、現在79地区ございまして、整備については法律で指定された危険区域について、急傾斜地崩壊対策事業を実施しているところでございます。

竹原市内の危険な箇所を全て急傾斜地対策事業で対応するということとなれば、長い年月と多額の費用を要することから、ハードとソフトが一体となった総合的な対策を進めていくことが重要であるというように認識いたしております。今後も、引き続き市民の安心・安全の確保に向けて、防災対策事業に必要な予算の確保を国や県に対しまして要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 4点目の、建設工事に係る地元企業の対策ということで、御答弁させていただきます。

地元の企業につきましては、災害時の対応でありますとか緊急時の応急対応等々、地域の活性化等についての重要な役割を担っているということは重々承知をしているところでございます。そういう中で、入札契約制度全般の中で、どういうふうな対策をとっていくかということで、昨年度一般競争入札の拡大でありますとか、単価の見直し等々をやっているところでございます。一義的には、適切な入札、積算をきっちりしていただいて、採算性が合う価格で応札をしていただくという形になるように我々も努力をしてるという状況でございますので、引き続き全体的な対策の中で考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 松本委員。

委員（松本 進君） 滞納問題に関わる質問の分ですけども、私が質問する前提は、いろんな国保にしてもルールに基づいて課税をしたと。その上で、現実問題としてはこういう滞納が出てるということで、例えば国保税の今年度の決算書を見ると、国保税の滞納が1億3,900万円弱の滞納になって、それから不納欠損も2,600万円弱の不納欠損をせざるを得ない事態になっております。ですから、こういった不正常な形もあって、率直に言えば国保税が高いのだと私は常々思っているのですけれども、しかし全般をただとか安くしなさいとかは一つも言ってないのです。しかし、ルールで課税したけれども、現実はこちら滞納が起こっている。そして、その滞納の中身を見たら、生活保護基準、それに準ずるような、以下の生活を強いられる実態があるということで認識を聞きましたけれども、その明確な答弁が残念ながらいただけません。

それから、国民健康保険証の滞納者のペナルティーとして、そういう制度上はあるわけですね。しかし、あるけども、この資格証、保険証を実質取り上げる、取り上げられた人は100%、10割払わなくてはいけないですから、実質国保証の取り上げと私たちは言ってますけれども、こういったことではますます本人の医療権を奪うことになるのではないかと、以前にも具体的な、治療ができないような人の紹介もしました。

しかし、こういったペナルティーの分は、命に関わる分は、是非即刻中止して保険証を渡すとかというような手続が再度できないものかということで、現実以前、同じことにな

ってくだいようですけれども、治療されていた人がいろんな治療があつて、市の方には敷居が高いとか、滞納しているものですから敷居が高くて、その治療の状況も言えない状況もあったということで受けられないという人もおられました。ですから、そこはきちっと、せめて把握して、治療継続とかの実態があれば保険証を渡すということはどうなのかというのを再度聞いておきたいのと。

もう一つ、後期医療の問題で聞きたいのは、無年金の人もこれだけの負担が要るよということをどう思うかと聞きました。しかし、相互扶助の精神でということと言われるのです。だから、私も前提としてルールでこうなってるよと。しかし、無年金の人もこういった状況で負担しなくてはいけないということを、改めて是非市長にお答え願いたいのは、無年金の人でもこれだけ負担があるということは、お金がない人、1人の医療に対して1人の負担というのが原則だと思いますけれども、現実には家族の誰かが払わざるを得ない実態があると思うのです。しかし、ルール上、本人の医療で本人の負担、しかし無年金の人はお金がない。その人も均等割で負担になる。ここの認識を市長、もう一回どうなのかということだけはお尋ねしておきたい。

それから、公共事業の問題では、指摘しておきますけれども、私はこの20年間で初期投資よりは10億円増えて48億円近くの投資になっている。しかし、人口の20年間の推移を見てみると、逆に減っているということも指摘しました。是非、この指摘はどっか頭に置いておいていただきたいと。

それから、急傾斜地の問題の質問ですけれども、これは5戸以上の対策のことを聞いたり、区域の指定の条件を聞いたわけではありません。5戸未満の危険箇所が現実にあると。人家5戸未満の危険箇所が現実にあると。ここは、決算年度においても何ら対策はとられてないと。そりゃ152カ所一遍に明日から改善しなさいなんて一言も言ってません。それは計画がなかったら1件でもやろうという姿勢で、そこに市がどれだけやれば対応できるのかということの検討は必要だし、現実には三原市や東広島市やほかのところも自治体独自の予算をつぎ込んで、対応してでもやっているわけです。全部100%やれというのではないのです。全然できていないから、そこは何らかの検討があつて前に進める。急傾斜地の対策をとるといふこの姿勢は、是非市長が答えてくれないと困る。どうでしょう。

最後の入札の問題では努力されているということでしたので、具体的に答弁していただけるのなら、例えばいろんな設計の見直し、単価の見直しなんかで。単価の見直しでは、

率が75%で同じ率になるのかもしれませんが、私が言いたいのは、今までの設計金額がでたらめだということではなくて、正しい設計でやったとして75%で落札する。そこでは厳しい現実があると。地元業者の陳情もあったというふうに伺っております。ですから、率直に言えば75%を今度は85%の最低価格に引き上げるというぐらいわかりやすいですね。こういった見直しということも含まれるのかどうかを聞いてみたいと。
委員長（高重洋介君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 保険証の発行の件でございますが、先ほど委員が例として出された、いわゆる健康上に配慮とか、そういったことは現在でも行っております。現在、短期証でありますとか資格証を発行している方は、まず相談に来てくださいという御連絡をさせていただきまして、その相談に応じていただいた方に御事情を聞く中で、そういった方には資格証を発行しておりません。そういうことで、今委員が御指摘になられたような状況がございましたら、市役所の方に滞納をしている状況、また今は払えない状況というものを御相談いただければ、そうした方に対しては十分配慮をさせていただいております。今後ともそういう対応の仕方で行っていかうと考えておりますので、よろしくお願いたします。

委員長（高重洋介君） 副市長。

副市長（細羽則生君） まず、公共事業全般の事業効果ということでいろいろお話がございました。公共事業につきましては、社会基盤の整備ということで重要なものもございまして、それらの部分につきましては、必要なものは適切に行っていきたいというふうに考えております。もちろん、その中で事業効果をどういうふうに考えていくかということも重要なものがございますので、これは引き続き検討していきたいというふうに考えております。

それから、急傾斜の部分でございますけど、委員ございましたように、全体で300を超える急傾斜というような状況でございます。これらの部分をどういうふうな形で整備をしていくかという部分につきましては、弱者関連施設でありますとか、人家数が多いというようなところを優先順位をつけながら、財源を確保しながらやっていかなければいけないという状況でございますので、そういう中でどういうふうに考えていくかという部分については、補助事業というような活用もございまして、全体的に考えながら対応していきたいというふうに考えております。

それから、入札契約制度全般のということで、最低制限価格を見直すべきではないかと

というようなお話だというふうに思っております。

最低制限価格制度という部分につきましては、各自治体がどういうふうに考えていくかというところがございしますが、基本的に我々としても適切な積算を行っていただくというのが一番重要なことだというふうに考えておりますので、最低制限価格制度を見直す、あるいは低入札価格制度を導入する等々を踏まえて、実態を見ながら何が適切なのかということを考えるというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 松本委員。

3回目の質問。最後の質問になります。

委員（松本 進君） 公共事業のあり方の問題では、私の質問に答えていただけないのは残念だなという思いがするのですけれども、公共事業の分で、市の方は必要な事業をやりたいというのは、それは当然のことなのです。ですから、決算審査というのは、その事業効果はどうだったということで、私は具体的に今まで言いました。そこの答弁がないのは大変残念であります。

それから、最後に急傾斜のところの対策についても、先ほど申し上げたのは、指定区域のルールは知っています。説明もありました。そのことを言っているのではなくて、5戸未満のところは対象にもなっていない。実際、農林の補助事業で4割の負担が、事業がある。しかし、それは現実に使われていないという現実を踏まえての質問を私はしました。しかし、そこはその分で、他市はどうしているかということで、ここにはそういう5戸未満のところは補助がつかないわけです。補助がつくのならその優先順位でやればいいのだけでも、指定区域をしないと補助はつかないでしょう。ですから、ほかの自治体ではどうするかと困って検討しているわけです。

ですから、単市でどこまでつぎ込むかというのは、相当にいろんな力量がありますから、県にやれとか何十戸まとめてやるのは不可能です。ですから、私は5戸未満の人家のあるところは実質的には対策はとられていないよと。ここは一步でも二歩でも何らかの施策が要るのではないかというのは、他市も研究をして、さっき言った152カ所ですか、ここは10年ぐらいで終わるのが一番いいけれども、そうはいかなかったらどうするかということもあるでしょう。ですから、1軒でも2軒でも人家の多いところ、5戸未満の多いところ、緊急性があるところはどうしたらできるのかと。単市はどのぐらいつぎ込めるのかという検討は要るのではないのでしょうか。そこは最後に、是非市長にお願いできたら

と思います。

委員長（高重洋介君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 急傾斜事業の部分は、5戸未満という部分のお話だと思います。

先ほど申し上げさせていただきましたように、全体的な事業費のバランスというのがございますので、そういう部分を考えた上で優先順位をつけてやっていかなければいけないというふうに考えております。となると、委員言われるように、費用対効果というふうに言われていますので、一義的には人家数の多いところ、あるいは病院でありますとか福祉関連施設があるようなところを重点的に投資をやっていかなければいけないというのが現状ではなかろうかというふうに考えております。ということになりますと、おのずと、どうしても5戸未満という部分につきましては、当面手当てができないというふうな状況になっているというのが現状ではなかろうかというふうに考えます。

ただ、急傾斜という部分があるというのは認識をしておりますので、その中でどういう対策がとれるかという部分につきましては、今後いろいろと研究をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（高重洋介君） その他、質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） それでは、総括質疑は終わりました。

当委員会に付託されました議案第46号平成28年度竹原市歳入歳出決算認定について及び議案第47号平成28年度竹原市水道事業決算認定について、これより順次討論、採決をいたします。

初めに、議案第46号平成28年度竹原市歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

順次発言を許します。

松本委員。

委員（松本 進君） 私はこの議案に反対します。

委員長（高重洋介君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（高重洋介君） 確定いたしました。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第47号平成28年度竹原市水道事業決算認定について、これより討論に入ります。

順次発言を許します。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第47号に反対します。

委員長（高重洋介君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（高重洋介君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本委員会への付託議案に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員会委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

執行部におかれましては、長時間にわたっての真摯な御答弁をいただきまして、委員長として心より厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

最後に、市長に一言挨拶をお願いいたします。

市長。

市長（吉田 基君） 平成28年度決算総括審査に当たりまして、行政全般につきまして

貴重な意見を賜り、まことにありがとうございました。

これから、来年度予算を編成してまいります。本委員会でいただきました御指摘、御提言につきまして、十分留意の上、来年度の予算に反映できるよう努めてまいります。今後とも、一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

委員長（高重洋介君） ありがとうございました。

その他、委員の方から何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） 他にないようですので、以上で第5回決算特別委員会を終了いたします。

長時間にわたり御苦労さまでした。

午前10時52分 閉会